

行政委員会事務局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について  
(少額随意契約を除く)

令和3年度第1四半期

| No. | 案件名称                            | 委託種目 | 契約の相手方            | 契約金額<br>(税込) | 契約日      | 根拠法令                  | <a href="#">随意契約理由<br/>(随意契約理由番号)</a> | WTO |
|-----|---------------------------------|------|-------------------|--------------|----------|-----------------------|---------------------------------------|-----|
| 1   | 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告業務委託 | その他  | 浦田 和栄             | 13,000,000   | 令和3年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G5                                    | -   |
| 2   | 選挙事務システム改修業務委託                  | 情報処理 | (株)エヌ・ティ・ティ・データ関西 | 1,795,200    | 令和3年5月6日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G4                                    | -   |

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和3年度包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告業務委託

### 2 契約の相手方

浦田 和栄

### 3 随意契約理由

包括外部監査契約は、地方自治法第252条の36の規定により、弁護士、公認会計士など外部の専門的知識を有する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告書の提出を受けることを内容とする契約であり、政令市は毎会計年度実施を義務付けられている。

また、同条第4項の規定によれば、連続して3回まで、同一の者と包括外部監査契約を締結することが認められている。

なお、契約締結に当たっては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経る必要がある。

浦田和栄氏は、日本公認会計士協会近畿会、大阪弁護士会及び近畿税理士会の推薦者の中からコンペ方式により選考を行った結果、最も優れた提案を行ったことから、議会の議決を経て令和元年度包括外部監査契約を締結し、令和2年度についても引き続き同氏と契約を行った。

令和3年度についても、地方自治法の規定により連続して3回まで同一の者と契約を締結できること、監査の実施状況が一定評価できるものであること、監査業務を通じて本市の行財政についての習熟度について新たに選定する監査人よりもアドバンテージがあること、過去の監査結果を踏まえた監査の継続性が図れること等、包括外部監査の実効性を高める上で最も適任であると考えられることから、議会の議決を経た上で、引き続き同氏と包括外部監査契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

行政委員会事務局監査部監査課（電話番号 06-6208-8583）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和3年度 選挙事務システム改修業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

## 3 随意契約理由

選挙事務システム（以下「本システム」という。）は、選挙人名簿を調製するためのシステムであり、住民基本台帳等事務システム（以下「住基システム」という。）から必要なデータを抽出し、選挙人名簿のデータベースを作成している。さらに、住基システム上の異動データから選挙人名簿のデータベースを更新し、選挙執行時は期日前投票システムに提供するデータを作成して連携を行っている極めて重要なシステムである。

本システムは住基システムのサブシステムであり、住基システムと密接不可分の関係であることから、本システムにおける設計・開発・プログラミング及び住基システムへの結合等の連携を行える事業者については、住基システムの開発を行い、本システム及び住基システムの仕様、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術が必要となる。住基システムについては株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西が開発し、再構築、改修及び運用保守業務等は全て同社が行っている。よって、今回の本システム改修業務において、現行仕様及びシステム改修要件について熟知し、本改修による住基システムの影響範囲を特定の上、住基システム及びその他のサブシステムの正常稼働を担保しつつ、業務を履行し、改修後の品質を確保できる事業者は同社を除き存在しない。

以上のことから、同社を特名し本契約の相手方とする。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8511）